

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月12日
【四半期会計期間】	第44期第1四半期(自平成20年5月1日至平成20年7月31日)
【会社名】	株式会社伊藤園
【英訳名】	ITO EN, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本庄 八郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区本町3丁目47番10号
【電話番号】	03(5371)7111(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理本部副本部長 水野 俊作
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区本町3丁目47番10号
【電話番号】	03(5371)7205
【事務連絡者氏名】	財務経理本部副本部長 水野 俊作
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社伊藤園 横浜緑支店 (神奈川県横浜市緑区霧ヶ丘2丁目7番11号) 株式会社伊藤園 八千代支店 (千葉県八千代市勝田台南3丁目11番23号) 株式会社伊藤園 大宮支店 (埼玉県さいたま市見沼区深作153番地) 株式会社伊藤園 尼崎支店 (兵庫県尼崎市金楽寺町1丁目5番33号) 株式会社伊藤園 静岡支店 (静岡県静岡市葵区神明町85番地2) 株式会社伊藤園 堺支店 (大阪府堺市北区北花田町2丁目202) 株式会社伊藤園 名古屋東支店 (愛知県名古屋市名東区勢子坊2丁目1406番地) 株式会社伊藤園 福岡支店 (福岡県福岡市博多区金の隈1丁目21番19号)

(注) 上記の静岡支店及び福岡支店は法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としてあります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第44期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第43期
会計期間		自 平成20年 5月 1日 至 平成20年 7月31日	自 平成19年 5月 1日 至 平成20年 4月30日
売上高	(百万円)	89,797	328,071
経常利益	(百万円)	2,380	18,215
四半期(当期)純利益	(百万円)	1,076	10,096
純資産額	(百万円)	103,240	104,519
総資産額	(百万円)	162,803	154,687
1株当たり純資産額(普通株式)	(円)	828.67	836.81
1株当たり純資産額(第1種優先株式)	(円)	828.67	845.61
1株当たり四半期(当期)純利益 (普通株式)	(円)	8.65	81.61
1株当たり四半期(当期)純利益 (第1種優先株式)	(円)	8.65	91.69
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (普通株式)	(円)	8.63	81.33
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (第1種優先株式)	(円)	8.63	91.41
自己資本比率	(%)	63.3	67.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	10,146	4,945
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,564	14,167
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,954	10,050
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(百万円)	7,899	22,549
従業員数	(名)	5,928	5,988

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

平成20年4月1日をもって、連結子会社「フードエクス・グローブ株式会社」は、連結子会社「タリーズコーヒージャパン株式会社」を吸収合併したうえで、商号を「タリーズコーヒージャパン株式会社」（現・連結子会社）に変更いたしました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年7月31日現在

従業員数(名)	5,928 (4,076)
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（契約社員、嘱託及びパートタイマー）の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年7月31日現在

従業員数(名)	5,160 (1,944)
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含んでおりません。
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（契約社員、嘱託及びパートタイマー）の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称及び品目	金額(百万円)
茶葉(リーフ)関連事業	4,783
飲料(ドリンク)関連事業	
(自社飲料製品用原料茶葉)	3,694
(販売用飲料製品)	856
飲料(ドリンク)関連事業計	4,550
その他の事業	198
合計	9,532

- (注) 1 販売用茶葉、販売用飲料製品及びその他の事業の金額は販売価格、自社飲料製品用原料茶葉の金額は原価によっております。
2 上記生産実績には外部へ製造委託している仕入製品は含まれておりません。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
茶葉(リーフ)関連事業	1,491
飲料(ドリンク)関連事業	42,956
その他の事業	2,181
合計	46,629

- (注) 1 金額は仕入原価によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注の状況

当グループは受注生産を行っておりません。

(4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
茶葉(リーフ)関連事業	7,333
飲料(ドリンク)関連事業	77,700
その他の事業	4,762
合計	89,797

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行なわれておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原油及び原材料価格の高騰並びに輸出の伸び悩みを背景に、企業収益は弱含みの中で推移しており、景気の先行きについては当面停滞を続けるものと思われます。

清涼飲料業界におきましては、年初の厳冬に引き続き、春以降にも低温・降雨に祟られるなど不安定な天候に悩まされ、7月の猛暑も春先の減速を挽回するまでには至りませんでした。

このような環境の中、当社は経営理念である「お客様第一主義」のもと、当社を取り巻く全てのお客様に対し、「お客様が今でも何を不満に思っているか」を常に考え、積極的な事業活動を行ってまいりました。

売上高に関しましては、主力製品である日本茶飲料は順調に推移したものの、野菜飲料につきましては前年を下回りました。その反面、果実飲料等、新たな柱となる飲料ブランドの裾野が確実に広がりを見せた結果、売上高は897億97百万円と順調に推移いたしました。

利益面におきましては、昨年より続いております原材料価格の高騰やエネルギーコストの高止まりなど、収益を圧迫する要因が多い中、積極的な営業を展開すると共に、第2四半期以降を見据えた中長期のマーケティング戦略を展開し、飲料市場におけるシェア向上を図るための投資を行ったため、営業利益は22億11百万円、経常利益は23億80百万円、四半期純利益は10億76百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと次の通りであります。

< 茶葉（リーフ）関連事業 >

当第1四半期連結会計期間の売上高は73億33百万円となりました。

< 飲料（ドリンク）関連事業 >

当第1四半期連結会計期間の売上高は777億円となりました。

< その他の事業 >

当第1四半期連結会計期間の売上高は47億62百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は1,628億3百万円となり、前期末と比較して81億16百万円増加いたしました。主な資産の変動は、「受取手形及び売掛金」が60億82百万円、たな卸資産（「商品及び製品」と「原材料及び貯蔵品」）が88億20百万円、リース取引に関する会計基準の適用に伴い「リース資産」（有形固定資産と無形固定資産の合計）が40億7百万円、それぞれ増加し、「現金及び預金」が146億49百万円減少したことによるものです。

当第1四半期連結会計期間末の負債は595億63百万円となり、前期末と比較して93億94百万円増加いたしました。主な負債の変動は、「買掛金」が59億99百万円、「未払費用」が15億44百万円、リース取引に関する会計基準の適用に伴い「リース債務」（流動負債と固定負債の合計）が43億19百万円、それぞれ増加し、「未払法人税等」が20億3百万円減少したことによるものです。

当第1四半期連結会計期間末の純資産は1,032億40百万円となり、前期末と比較して12億78百万円減少いたしました。主な純資産の変動は、四半期純利益により10億76百万円増加し、剰余金の配当により25億40百万円減少したことによるものです。

以上の結果、自己資本比率は前期末の67.5%から63.3%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、78億99百万円となり、前期末と比較して146億49百万円減少いたしました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次の通りとなります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、101億46百万円の支出となりました。主な要因といたしましては、収入要因として税金等調整前四半期純利益23億47百万円、仕入債務の増加が59億70百万円、これに対し支出要因として売上債権の増加60億27百万円、たな卸資産の増加87億86百万円、法人税等の支払い31億8百万円があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、25億64百万円の支出となりました。主な要因は、固定資産の取得により18億98百万円支出したことによりです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、19億54百万円の支出となりました。主な要因は、配当金の支払いを18億14百万円実施したことによりです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当グループが対処すべき課題についての重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当グループの研究開発費の総額は4億74百万円であります。なお、当第1四半期連結会計期間において、当グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除去等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除去等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
第1種優先株式	200,000,000
計	200,000,000

(注) 当社の定款第5条に定められたところにより、当社の普通株式及び第1種優先株式をあわせた発行可能種類株式総数は、200,000,000株であります。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年7月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年9月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	91,212,380	91,212,380	東京証券取引所 (市場第1部)	
第1種優先株式	35,246,962	35,246,962	東京証券取引所 (市場第1部)	(注)2
計	126,459,342	126,459,342		

(注) 1. 「提出日現在発行数」には、平成20年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当

普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式の株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に、125パーセントを乗じた額(小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。)の剰余金の配当(以下「第1種優先配当」という。)を行う。第1種優先配当の計算の結果、算出された金額が下記に定める第1種無配時優先配当の金額に満たない場合、第1種優先配当の金額は第1種無配時優先配当の金額と同金額とする。

毎事業年度の末日、毎年10月31日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行わないときは、当該株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、15円の剰余金の配当(以下「第1種無配時優先配当」という。)を行う。

第1種優先株式発行後、第1種優先株式の併合又は分割を行うときは、第1種無配時優先配当につき、併合の割合又は分割の割合に応じて必要な調整を行うものとする。なお、調整の結果生じる端数については、小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。調整後の第1種無配時優先配当の額は、株式の併合又は株式の分割の効力を生ずる日(以下「併合等効力発生日」という。)から適用する。但し、併合等効力発生日の前日までの日を基準日とする第1種無配時優先配当についてはこの限りではない。

第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、その不足額を累積し、上記又はに規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当(以下「第1種累積未払配当」という。)を行う。

第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、上記(1)に規定する不足額を支払う。

上記に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、上記の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。

(3) 議決権

第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、過去2年間に於いて、法令及び定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。

(4) 種類株主総会の決議

会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(5) 併合又は分割、無償割当て等

株式の併合を行うときは、普通株式及び第1種優先株式の双方を同時に同一の割合で行う。

株式の分割又は株式無償割当てを行うときは、以下のいずれかの方法により行う。

a 普通株式及び第1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合で行う。

b 普通株式又は第1種優先株式のいずれかについて株式の分割を行い、当該株式の分割と同時に、株式の分割を行わない種類の株式に対して株式の分割を行う種類の株式を株式無償割当てとする。株式無償割当ては一株につき株式の分割の割合と同一の割合で行う。

(6) 取得条項

次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日）の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、これと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

a 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合 当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日

b 普通株式の株券を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合（証券取引法第27条の2第8項に規定される意味を有する。以下同じ。）が50パーセント超となった場合 当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日

株式会社東京証券取引所が、当社の第1種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年7月29日定時株主総会決議に基づくもの（株式会社伊藤園第1回新株予約権）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個)	283(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,580(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,743(注)3
新株予約権の行使期間	平成16年9月1日～ 平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,743 資本組入額 872
新株予約権の行使の条件	(1)対象者は、当社又は当社子会社を退任後も新株予約権を行使できる。 (2)対象者に法令又は当社もしくは当社子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、対象者は新株予約権を行使できない。 (3)対象者は、新株予約権を譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることができない。 (4)対象者が死亡した場合、対象者の相続人のうち、対象者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限り、新株予約権を行使することができる。 (5)この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、260株であります。

2. 当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割、併合又は無償割当ての比率

また、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

3. 新株予約権発行日後に、当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の旧商法第341条ノ2に基づく転換社債の転換、および同法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く。）を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分株式数} \times 1 \text{株当り払込金額又は処分価額}}{1 \text{株当りの株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

さらに、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲において行使価額を調整する。

4. 平成18年1月5日開催の取締役会決議により、平成18年3月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約

- 権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成19年7月26日開催の取締役会決議により、平成19年9月3日付で普通株式1株につき0.3株の割合にて第1種優先株式の無償割当てを行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成16年7月28日定時株主総会決議に基づくもの（株式会社伊藤園第2回新株予約権）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個)	1,331(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	346,060(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成16年9月1日～ 平成46年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1)対象者は、新株予約権を割当てられた時に就任していた会社の役員(取締役又は監査役)を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、対象者は、対象者が上記の役員を退任した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 (2)対象者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。 (3)対象者が死亡した場合、対象者の相続人のうち、対象者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該役員が死亡退任した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できる。 (4)この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個当りの目的となる株式数は、260株であります。

2. 当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割、併合又は無償割当ての比率

(調整後生じる1株未満の端株は切り捨てる。)

また、上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

3. 新株予約権発行日後に、当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

4. 平成18年1月5日開催の取締役会決議により、平成18年3月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成19年7月26日開催の取締役会決議により、平成19年9月3日付で普通株式1株につき0.3株の割合にて第1種優先株式の無償割当てを行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成16年7月28日定時株主総会決議に基づくもの(株式会社伊藤園第3回新株予約権)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個)	23(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,980(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成17年9月1日～ 平成22年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1)対象者は、当社又は当社子会社の取締役として在任中に限り、新株予約権を行使できる。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了その他正当な理由により退任した場合は、この限りではない。 (2)対象者は、新株予約権を買入れ、その他一切の処分をすることができない。 (3)新株予約権の相続は認めない。 (4)この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、260株であります。

2. 当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割、併合又は無償割当ての比率

(調整後生じる1株未満の端株は切り捨てる。)

また、上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

3. 新株予約権発行日後に、当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

4. 平成18年1月5日開催の取締役会決議により、平成18年3月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成19年7月26日開催の取締役会決議により、平成19年9月3日付で普通株式1株につき0.3株の割合にて第1種優先株式の無償割当てを行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成17年7月28日定時株主総会決議に基づくもの(株式会社伊藤園第4回新株予約権)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個)	84(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,840(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成23年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1)対象者は、当社又は当社子会社の取締役として在任中に限り、新株予約権を行使できる。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了その他正当な理由により退任した場合には、この限りではない。 (2)対象者は、新株予約権を買入れ、その他一切の処分をすることができない。 (3)新株予約権の相続は認めない。 (4)この他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、260株であります。

2. 当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割、併合又は無償割当ての比率

(調整後生じる1株未満の端株は切り捨てる。)

また、上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

3. 新株予約権発行日後に、当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

4. 平成18年1月5日開催の取締役会決議により、平成18年3月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成19年7月26日開催の取締役会決議により、平成19年9月3日付で普通株式1株につき0.3株の割合にて第1種優先株式の無償割当てを行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年7月27日定時株主総会決議に基づくもの（株式会社伊藤園第5回新株予約権）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個)	44(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,720(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日～ 平成24年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1)対象者は、当社の取締役として在任中に限り、新株予約権を行使できる。ただし、当社の取締役を任期満了その他正当な理由により退任した場合には、この限りではない。 (2)対象者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。 (3)新株予約権の相続は認めない。 (4)この他の権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個当りの目的となる株式数は、130株であります。

2. 当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割、併合又は無償割当ての比率
(調整後生じる1株未満の端株は切り捨てる。)

3. 新株予約権発行日後に、当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

4. 平成19年7月26日開催の取締役会決議により、平成19年9月3日付で普通株式1株につき0.3株の割合にて第1種優先株式の無償割当てを行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成18年7月27日定時株主総会決議に基づくもの（株式会社伊藤園第6回新株予約権）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個)	7(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	910(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日～ 平成24年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1)対象者は、当社の子会社の取締役として在任中に限り、新株予約権を行使できる。ただし、当社の子会社の取締役を任期満了その他正当な理由により退任した場合には、この限りではない。 (2)対象者は、新株予約権を買入れ、その他一切の処分をすることができない。 (3)新株予約権の相続は認めない。 (4)この他の権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注)1. 新株予約権1個当りの目的となる株式数は、130株であります。
2. 当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割、併合又は無償割当ての比率
(調整後生じる1株未満の端株は切り捨てる。)
3. 新株予約権発行日後に、当社が株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

4. 平成19年7月26日開催の取締役会決議により、平成19年9月3日付で普通株式1株につき0.3株の割合にて第1種優先株式の無償割当てを行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年5月1日～ 平成20年7月31日	-	126,459,342	-	19,912	-	20,259

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年4月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 33,392,100	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,021,400	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 89,176,700	891,767	
単元未満株式	普通株式 14,280 第1種優先株式 1,854,862	-	
発行済株式総数	126,459,342	-	
総株主の議決権	-	891,767	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株(議決権11個)含まれております。

【自己株式等】

平成20年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社伊藤園	東京都渋谷区本町 3丁目47番10号	普通株式 2,021,400	-	普通株式 2,021,400	普通株式 2.22
計		2,021,400	-	2,021,400	2.22

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成20年5月	6月	7月
最高(円)	1,816	1,847	1,706
最低(円)	1,633	1,625	1,410

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

(2) 第1種優先株式

月別	平成20年5月	6月	7月
最高(円)	1,175	1,194	1,159
最低(円)	1,070	1,120	1,070

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結累計期間(平成20年5月1日から平成20年7月31日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令50号)附則第7条第1項第5号の但し書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年5月1日から平成20年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年7月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,899	22,549
受取手形及び売掛金	34,145	28,062
商品及び製品	20,214	16,154
原材料及び貯蔵品	12,545	7,784
その他	12,760	10,502
貸倒引当金	139	129
流動資産合計	87,426	84,923
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	16,004	15,857
土地	14,102	14,077
リース資産（純額）	3,933	-
その他（純額）	3,938	3,691
有形固定資産合計	¹ 37,978	¹ 33,626
無形固定資産		
のれん	14,940	14,682
リース資産	73	-
その他	6,891	6,151
無形固定資産合計	21,906	20,833
投資その他の資産		
投資その他の資産合計	² 15,492	² 15,303
固定資産合計	75,377	69,763
資産合計	162,803	154,687

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年7月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	30,449	24,449
リース債務	793	-
未払費用	14,415	12,870
未払法人税等	1,443	3,447
賞与引当金	1,730	2,674
その他	2,164	1,942
流動負債合計	50,996	45,384
固定負債		
リース債務	3,528	-
退職給付引当金	3,344	3,203
その他	1,694	1,580
固定負債合計	8,566	4,783
負債合計	59,563	50,168
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,912	19,912
資本剰余金	20,259	20,259
利益剰余金	70,997	72,537
自己株式	4,882	4,880
株主資本合計	106,286	107,828
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	712	766
繰延ヘッジ損益	20	11
土地再評価差額金	3,069	3,069
為替換算調整勘定	846	1,085
評価・換算差額等合計	3,183	3,401
新株予約権	17	17
少数株主持分	120	73
純資産合計	103,240	104,519
負債純資産合計	162,803	154,687

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年5月1日 至平成20年7月31日)
売上高	89,797
売上原価	45,349
売上総利益	44,447
販売費及び一般管理費	42,236
営業利益	2,211
営業外収益	
受取利息	16
受取配当金	28
為替差益	79
持分法による投資利益	25
その他	118
営業外収益合計	268
営業外費用	
支払利息	29
その他	70
営業外費用合計	99
経常利益	2,380
特別利益	-
特別損失	
固定資産廃棄損	29
その他	3
特別損失合計	32
税金等調整前四半期純利益	2,347
法人税等	1,224
少数株主利益	46
四半期純利益	1,076

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年5月1日
至平成20年7月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	2,347
減価償却費	751
のれん償却額	227
為替差損益(は益)	9
固定資産廃棄損	23
貸倒引当金の増減額(は減少)	26
賞与引当金の増減額(は減少)	944
退職給付引当金の増減額(は減少)	141
受取利息及び受取配当金	45
支払利息	29
持分法による投資損益(は益)	25
売上債権の増減額(は増加)	6,027
たな卸資産の増減額(は増加)	8,786
その他の流動資産の増減額(は増加)	2,195
その他の固定資産の増減額(は増加)	137
仕入債務の増減額(は減少)	5,970
未払消費税等の増減額(は減少)	80
その他の流動負債の増減額(は減少)	1,335
その他	341
小計	7,057
利息及び配当金の受取額	48
利息の支払額	29
法人税等の支払額	3,108
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,146
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	0
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,898
長期前払費用の取得による支出	120
有形及び無形固定資産の売却による収入	3
関係会社株式の取得による支出	540
その他	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,564
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	4
自己株式の処分による収入	0
ファイナンス・リース債務の返済による支出	136
配当金の支払額	1,814
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,954
現金及び現金同等物に係る換算差額	15
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	14,649
現金及び現金同等物の期首残高	22,549
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,899

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年5月1日
至平成20年7月31日)

1 連結の範囲の変更

(1) 連結の範囲の変更

平成20年4月1日をもって、連結子会社「フードエックス・グローバル株式会社」は、連結子会社「タリーズコーヒージャパン株式会社」を吸収合併したうえで、商号を「タリーズコーヒージャパン株式会社」(現・連結子会社)に変更いたしました。

(2) 変更後の連結子会社数

15社

2 会計方針の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

たな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算出しております。これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

また、たな卸資産の処分に係る損失については、従来「営業外費用」に計上しておりましたが、当第1四半期連結会計期間から売上原価として処理する方法に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合と比較して、売上総利益及び営業利益がそれぞれ215百万円減少しておりますが、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理

に関する当面の取扱いの適用

当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(3) リース取引に関する会計基準等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、リース資産が有形固定資産に39億33百万円、無形固定資産に73百万円計上されており、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年5月1日 至 平成20年7月31日)
棚卸資産の評価方法 当第1四半期連結会計期間末におけるたな卸資産の簿価切下げに関して、収益性の低下が明らかなものについて正味売却価額を見積り、簿価切下げを行っております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年5月1日 至 平成20年7月31日)
税金費用の計算 税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前純損益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」を「法人税等」として一括掲記しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年7月31日)	前連結会計年度末 (平成20年4月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 17,986百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 17,382百万円
2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 349百万円	2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 331百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年5月1日 至 平成20年7月31日)
販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売手数料 12,338百万円 広告宣伝費 5,315百万円 貸倒引当金繰入額 35百万円 運送費 4,124百万円 給与手当 7,434百万円 賞与引当金繰入額 1,553百万円 退職給付費用 331百万円 リース料 3,092百万円 減価償却費 534百万円 研究開発費 474百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年5月1日 至平成20年7月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高(7,899百万円) と四半期連結貸借対照表に掲記されている現金及び 預金勘定に一致しております。

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年7月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年5月1日
至平成20年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末(株)
普通株式	91,212,380
第1種優先株式	35,246,962
合計	126,459,342

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末(株)
普通株式	2,021,147
第1種優先株式	19,226
合計	2,040,373

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
親会社	普通株式	-	14
連結子会社	普通株式	-	2
合計		-	17

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年7月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,694	19	平成20年4月30日	平成20年7月30日
	第1種 優先株式	利益剰余金	845	24	平成20年4月30日	平成20年7月30日

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末においては、全てヘッジ会計が適用されているため、記載対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年5月1日至平成20年7月31日)

	茶葉 (リーフ) 関連事業 (百万円)	飲料 (ドリンク) 関連事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	7,333	77,700	4,762	89,797		89,797
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	7,333	77,700	4,762	89,797		89,797
営業利益	914	9,006	91	10,012	(7,801)	2,211

(注) 1 事業区分は製品・商品の種類・性質及び販売方法の類似性を考慮し、茶葉(リーフ)関連、飲料(ドリンク)関連、その他に区分しております。

2 各事業の主な製品及び商品

(1) 茶葉(リーフ)関連事業.....緑茶・ウーロン茶等の茶葉(リーフ)製品

(2) 飲料(ドリンク)関連事業.....日本茶・中国茶・野菜・果実・コーヒー・紅茶・機能性等の飲料(ドリンク)製品

(3) その他の事業.....上記以外の製品及び仕入商品、食材等

3 会計方針の変更

(たな卸資産の処分に係る損失の計上区分)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載の通り、従来、たな卸資産の処分に係る損失については、「営業外費用」に計上しておりましたが、当第1四半期連結会計期間から売上原価として処理する方法に変更いたしました。この変更に伴い、従来の方 法 によった場合に比べて営業利益が、茶葉(リーフ)関連事業は44百万円、飲料(ドリンク)関連事業は168百万円、その他の事業は2百万円、それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年5月1日至平成20年7月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年5月1日至平成20年7月31日)

海外売上高の合計が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年7月31日)		前連結会計年度末 (平成20年4月30日)	
普通株式	828円67銭	普通株式	836円81銭
優先株式	828円67銭	優先株式	845円61銭

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年5月1日 至平成20年7月31日)	
(普通株式)	
1株当たり四半期純利益	8円65銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	8円63銭
(優先株式)	
1株当たり四半期純利益	8円65銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	8円63銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年5月1日 至平成20年7月31日)
1株当たり四半期純利益	
四半期純利益(百万円)	1,076
普通株主に係る四半期純利益(百万円)	771
第1種優先株式に係る四半期純利益(百万円)	304
普通株式の期中平均株式数(千株)	89,191
第1種優先株式の期中平均株式数(千株)	35,229
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(百万円)	-
普通株式増加数(千株)	380
(うち新株予約権(千株))	(380)
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	772
第1種優先株式に係る四半期純利益(百万円)	303
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年9月11日

株式会社伊藤園
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯 田 輝 夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 智 由 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 俊 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社伊藤園の平成20年5月1日から平成21年4月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年5月1日から平成20年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社伊藤園及び連結子会社の平成20年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。